



安全協会  
みなみ

第247号  
H29.5.1

発行責任者 松山南交通安全協会  
松山南安全運転管理者協議会  
松山市北土居3丁目6-17  
TEL (089) 958-6558  
http://www.ankyo.info

# 5月は自転車月間

自転車は車道が原則！

歩道は例外

例外…自転車通行可の標識がある場所や、13歳未満と70歳以上の者

車道は左側を通行

歩道は歩行者優先で、  
車道寄りを徐行



安全ルールを守る

飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

夜間はライトを点灯

信号遵守と

一時停止・安全確認

子どもはヘルメットを着用

危険行為を繰り返す自転車運転者は

「自転車運転者講習」の受講が義務付けられています!!

14歳以上の者で、対象となる14項目の危険行為を3年以内に2回以上摘発された自転車運転者は「自転車運転者講習」が義務付けられています。(3時間の講習・講習手数料5,700円) 受講命令に従わなかった場合は5万円以下の罰金を支払わなければなりません。

【主な危険行為】

●信号無視 ●指定場所一時不停止 ●酒酔い運転 ●通行禁止違反(歩行者用道路など自転車の通行が禁止されている場所を通行する行為) ●安全運転義務違反(ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、他人に危害を及ぼすような速度と方法で運転する行為) など

## 「入院見舞金制度」の一部変更のお知らせ

交通安全協会  
会員の皆様へ!!

「入院見舞金制度」は、交通安全協会の会員になられた皆様が、会員有効期間中に万一交通事故により継続入院治療を必要とする傷害を負われた場合に、入院見舞金(3万円)をお支払する制度です。制度に一部改正があり、平成29年4月1日以降発生~~の交通事故から入院期間が「30日以上」から「20日以上」に短縮~~されました。交通事故発生後6か月以内に地区交通安全協会へ請求の手続きが必要です。また対象となる条件や適応の範囲がありますので、お問い合わせ下さい。

